

## 今年の申告相談期間は平成 26 年 2 月 17 日～3 月 17 日です

ただし、還付申告をする場合は、期間前でも申告書を提出することが可能です。

税務課・課税室 ☎ (56) 2 2 2 3

### ■地区巡回相談日

○役場職員が申告相談を行います。

全会場、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時受付分まで行います。

#### 【2月の相談会場】

※正午～午後 1 時までは申告相談を行いません。

実施日	会場	対象地区
2月17日(月)	山村開発センター	田野口
2月18日(火)		久野脇
2月19日(水)	北部地域振興センター(総合支所 2 階)	青部、崎平
2月20日(木)		小長井、小幡、洗富、坂京、平栗
2月21日(金)		千頭東、千頭西、寺馬
<b>2月23日(日)</b>	山村開発センター	全地区対象(日曜納税相談)
2月24日(月)	下泉 高齢者コミュニティーセンター	下泉、壱町河内
2月25日(火)		地名
2月26日(水)	山村開発センター	久保尾
2月27日(木)		八中、瀬平、下長尾
2月28日(金)	北部地域振興センター(総合支所 2 階)	上岸、前山、田代、柳三

#### 【3月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
<b>3月 2日(日)</b>	北部地域振興センター(総合支所 2 階)	全地区対象(日曜納税相談)
3月 4日(火)	山村開発センター	上長尾、高郷1-5
3月 5日(水)		高郷6-12、梅高
3月 6日(木)	北部地域振興センター(総合支所 2 階)	桑野山、沢間、土本、細尾、小山
3月 7日(金)	奥泉集会所	大間、接岨、奥泉、大谷、八木
3月10日(月)	山村開発センター	水川
3月11日(火)	徳山コミュニティー防災センター	徳山1-20班
3月12日(水)		徳山21-33班、元藤川1-4班
3月13日(木)		元藤川5-21班
3月14日(金)	北部地域振興センター(総合支所 2 階)	全地区対象
3月17日(月)	山村開発センター	全地区対象

※3月3日(月)申告の相談は受け付けません。

### ■日曜日の納税相談(川根本町全域)

指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。※受付時間は午前9時～正午、午後1時～3時まで

対象地区	月 日	会場
全地区対象	2月23日(日)	山村開発センター
全地区対象	3月 2日(日)	北部地域振興センター(総合支所 2 階)

**土地建物・株式等の譲渡、消費税、相続税、贈与税の関係する方は、まず、税務署の電話相談をお受け下さい。電話 37-3121 音声案内に従ってください。**

### \*電子証明書等特別控除の終了

e-Tax を使って電子申告をしたときに受けられる電子証明書等特別控除は、昨年までで廃止されました。今年(平成 26 年 3 月 17 日締め切り分)の申告では、受けることが出来ません。

# 確定申告のお知らせ

## 「平成 25 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告」 及び「平成 26 年度町県民税申告相談」のご案内

### ■所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

- 給与の年収が 2000 万円を超えている人
- 年末調整された給与のほかにアルバイト収入や農業所得などの合計が 20 万円を超える人。
- 個人事業者や、農業・不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで、所得税額が発生する人。
- 公的年金等の所得金額から所得控除を差引くと残額がある人。  
(公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、年金以外の所得が 20 万円以下の人は申告不要です。)

### ■確定申告会場

- 島田税務署確定申告会場： 島田市中央町 5 - 1 プラザおおるり(島田市役所隣)  
午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日は受け付けしません。)

### ■年金受給者のための確定申告事前説明会：プラザおおるり(2月7日～2月14日の土・日・祝日を除く。)

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。

該当する方には、日時と会場の案内が島田税務署から通知されます。時間に遅れないようにお越しください。

### ■住宅借入金等特別控除確定申告事前説明会：プラザおおるり(2月4日～2月6日)

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。

該当する方には、日時と会場の案内が役場税務課から通知されます。時間に遅れないようにお越しください。

### ■申告に必要なもの

税務署や役場から送られてきた申告書・収支内訳書  
印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの  
給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

- 医療費控除を受ける人→必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。  
医療費の明細書(役場にあります)に事前に記入していただければ、申告が短時間で終了します。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人→住民票の写し、契約書の写し、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など
- 譲渡・山林所得のある人→契約書など譲渡の内容や、入金の日が分かるもの
- その他の所得がある人→支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

### ■出張申告相談

- 島田税務署会場へ行けない方はご利用ください。 ※受付時間は午前 10 時～午後 3 時 30 分まで

相談内容	実施日	会場	担当
所得税及び復興特別所得税の確定申告 消費税及び地方消費税の確定申告	3月4日(火)	山村開発センター	島田税務署

★小規模事業者の方、消費税の申告をされる方は上記の出張申告相談日にお越しください。

## ☆今年のおもな改正点・変更点は、下記のとおりです。

### \*復興特別所得税の申告が始まります。

平成 25 年から 49 年の 25 年間、復興特別所得税が上乗せ課税されることになりました。  
復興特別所得税は、以下のように計算します。

$$\text{復興特別所得税} = \text{その年の所得金額(基準所得税額)} \times 2.1\%$$